

平成 19 年 6 月 27 日
沖縄総合事務局林務水産課

沖縄周辺海域での台湾漁船の^{だほ}拿捕について

6 月 27 日午前 1 時 08 分ころ、水産庁取締船「東光丸」（2,071 トン）は、沖縄県島尻郡久米島町久米島灯台から北西約 78 km の我が国排他的経済水域（ＥＥＺ）内において、台湾はえ縄漁船「徳鴻發（トォホンファ）」に対し立ち入り検査を行ったところ、該船が、久米島灯台から北西約 77 km（北緯 26 度 44.8 分、東経 126 度 04.6 分付近）の我が国 ＥＥＺ 内に漁具を敷設し、我が国の漁業許可を受けず操業を行っている事実を確認した。

このため、沖縄総合事務局が那覇簡易裁判所に逮捕状請求を行い、逮捕状の発付を受け、27 日午後 6 時 07 分、同船船長で台湾出身の李國枝（リ クオチ）（38 歳）を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反（無許可操業罪）で逮捕した。

現在、沖縄総合事務局と水産庁が合同で捜査を進めている。

近年、沖縄周辺海域において台湾漁船による違法操業が多発しており、沖縄総合事務局と水産庁が協力して警戒を強めていた最中である。

本件にかかる概要は、以下のとおり。

記

- 1 船 名：徳鴻發（トォホンファ）
（はえ縄漁船、総トン数：55.65 トン、被疑者を含む 8 人乗船、
船籍港：東港塩埔）
- 2 違反内容：漁業主権法違反（無許可操業罪）

（注）拿捕：船舶を押収し、または船長その他の乗組員を逮捕すること

問合せ先：沖縄総合事務局農林水産部林務水産課
担当者：大田 浩二
代 表：098-866-0031（内 393）
直 通：098-866-0098

カラー写真の提供可能

台湾はえ縄漁船拿捕位置概略図

